

関税割当公表（令和7年2月14日付け6輸国第3875号関税割当公表第24号）

一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前																								
<p>第8 申請上限数量及び割当基準</p> <p>本項において、令和7年度の割当ての場合に限り、「割当年度の前々年度」及び「前々年度」とあるのは、「令和6年度」と読み替えるものとする。</p> <p>1 第4の1の(1)の割当て</p> <p>1 申請者当たりの申請数量は、40,000 t、割当年度の使用（販売）計画数量又は、割当年度の前々年度の輸入通関等の実績に下表の通関係数を乗じて算出した数量（割当年度の前々年度に輸入通関等の実績がない申請者にあっては500 t。以下「前々年度実績数量」という。）のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。</p> <p>なお、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書等を提出した場合は、重複の事実が確認された全ての関税割当申請を無効とする。</p> <p style="text-align: center;">通関係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分消化率（※）等</th> <th>通関係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100.0%</td> <td>120%</td> </tr> <tr> <td>90.0%以上 100.0%未満</td> <td>110%</td> </tr> <tr> <td>80.0%以上 90.0%未満</td> <td>108%</td> </tr> <tr> <td>70.0%以上 80.0%未満</td> <td>106%</td> </tr> <tr> <td>70.0%未満又は割当年度の前々年度に輸入通関等の実績のある者のうち、前々年度に割当てを受けていない申請者</td> <td>104%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）配分消化率＝割当年度の前々年度に交付した関税割当証明書の通関数量／当該関税割当証明書の当初配分数量（第9の4による申請数量の変更に伴う再交付手続を行った場合においては、変更前の申請数量をもとに当初配分される予定であった数量をいう。）</p>	配分消化率（※）等	通関係数	100.0%	120%	90.0%以上 100.0%未満	110%	80.0%以上 90.0%未満	108%	70.0%以上 80.0%未満	106%	70.0%未満又は割当年度の前々年度に輸入通関等の実績のある者のうち、前々年度に割当てを受けていない申請者	104%	<p>第8 申請上限数量及び割当基準</p> <p>本項において、令和7年度の割当ての場合に限り、「割当年度の前々年度」及び「前々年度」とあるのは、「令和6年度」と読み替えるものとする。</p> <p>1 第4の1の(1)の割当て</p> <p>1 申請者当たりの申請数量は、40,000 t、割当年度の使用（販売）計画数量又は、割当年度の前々年度の輸入通関等の実績に下表の通関係数を乗じて算出した数量（割当年度の前々年度に輸入通関等の実績がない申請者にあっては500 t。以下「前々年度実績数量」という。）のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。</p> <p>なお、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書等を提出した場合は、重複の事実が確認された全ての関税割当申請を無効とする。</p> <p style="text-align: center;">通関係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分消化率（※）等</th> <th>通関係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100.0%</td> <td>120%</td> </tr> <tr> <td>90.0%以上 100.0%未満</td> <td>110%</td> </tr> <tr> <td>80.0%以上 90.0%未満</td> <td>108%</td> </tr> <tr> <td>70.0%以上 80.0%未満</td> <td>106%</td> </tr> <tr> <td>70.0%未満又は輸入通関等の実績のある新規申請者</td> <td>104%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）配分消化率＝割当年度の前々年度に交付した関税割当証明書の通関数量／当該関税割当証明書の当初配分数量（第9の4による申請数量の変更に伴う再交付手続を行った場合においては、変更前の申請数量をもとに当初配分される予定であった数量をいう。）</p>	配分消化率（※）等	通関係数	100.0%	120%	90.0%以上 100.0%未満	110%	80.0%以上 90.0%未満	108%	70.0%以上 80.0%未満	106%	70.0%未満又は輸入通関等の実績のある新規申請者	104%
配分消化率（※）等	通関係数																								
100.0%	120%																								
90.0%以上 100.0%未満	110%																								
80.0%以上 90.0%未満	108%																								
70.0%以上 80.0%未満	106%																								
70.0%未満又は割当年度の前々年度に輸入通関等の実績のある者のうち、前々年度に割当てを受けていない申請者	104%																								
配分消化率（※）等	通関係数																								
100.0%	120%																								
90.0%以上 100.0%未満	110%																								
80.0%以上 90.0%未満	108%																								
70.0%以上 80.0%未満	106%																								
70.0%未満又は輸入通関等の実績のある新規申請者	104%																								

改正後	改正前
(1)・(2) (略) 2・3 (略)	(1)・(2) (略) 2・3 (略)

附 則

この通知は、令和8年度の関税割当てから適用する。